

会

議

午前10時 0分開会

○事務局長（佐藤政年君） おはようございます。

本日の議会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、大川敏雄議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

大川敏雄議員、よろしく申し上げます。

〔臨時議長 大川敏雄君 議長席へ着席〕

○臨時議長（大川敏雄君） おはようございます。

本日の議会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまで、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、私が、紹介いただきました大川敏雄でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長の選挙の終わるまで、臨時議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。若干ちょっと間違えました。

（拍手）

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の荣誉を担って議席を得られましたのでございます。本当に皆さん、おめでとうでございます。

当局の方と初対面の方もあろうかと存じますので、この際、自己紹介をお願いしたいと思います。

では、番号順に自己紹介をお願いいたします。1番議員から、どうぞお願いします。

〔自己紹介〕

○臨時議長（大川敏雄君） ありがとうございます。

それでは、次に、当局側の紹介をお願いいたします。

よろしく、市長、お願いします。番外。

〔市長 福井祐輔君 出席者の紹介〕

○臨時議長（大川敏雄君） どうもありがとうございます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（福井祐輔君） それでは、時間をいただきましたので、ご挨拶させていただきます。

まず、最初に、皆様ご当選おめでとうございます。本当に景色が変わりまして、本当に新しい議会が出発したんだということが今、実感をされました。今後ともよろしく願いいたします。

私、1期目の3年、もうすぐたとうというふうな時期でございます。残り1年ちょっとという任期になりました。まだまだ、私の政策を実現するには、道は遠いというふうに感じておりますけれども、この残りの1年、ラストスパートを、私の公約を実現するために尽力していきたいというふうに考えております。皆様のご協力を心からお願いするものでございます。

議会と市長が、二代表制という制度でございます。お互いの政策を推進するためには、やはり抑制と調和ということが必要であろうというふうに思います。そういった意味で、切磋琢磨しながら、お互いの議員の皆様の意見をお伺いしながらも、市長の考えも理解していただきまして、下田市がより発展するように、よりよくなるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○臨時議長（大川敏雄君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。これより、令和元年下田市議会5月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（大川敏雄君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎議長選挙

○臨時議長（大川敏雄君） 日程により、これより議長の選挙を行いたします。

選挙は、投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（大川敏雄君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（大川敏雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（大川敏雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（大川敏雄君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入をお願いします。

書かれましたら、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

○臨時議長（大川敏雄君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（大川敏雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（大川敏雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 滝内久生君と13番 沢登英信君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（大川敏雄君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数 13 票

無効投票数 0 票

でございます。

有効投票中 小泉孝敬君 13 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、小泉孝敬君が議長に当選されました。（拍手）

ただいま議長に当選されました小泉孝敬君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました小泉孝敬君よりご挨拶があります。どうぞ、こちらへ。

〔8番 小泉孝敬君登壇〕

○8番（小泉孝敬君） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様のご推挙により、議長という大変な重責を担うことになり、身に余る光栄で、心より感謝申し上げます。謹んでお受けしたいと存じます。

令和元年、明日への希望と穏やかな年になることを願い、議会としましては、市民・市井のため、安全・安心のまちづくりを進め、下田市の発展に尽力する次第です。

議会運営につきましては、中立、公正、円滑をもとに、議員各位の建設的議論、意見交換、情報の共有により、行動する議会となるよう運営に努めてまいります。

議長の職責を十分果たすためには、議員の皆様のご支援とご協力が不可欠です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、人口減の中、下田市として課題も多く、全市民が一丸となって行動しなければならないということは、執行部も議会も共有の認識と思います。市長初め、執行部の皆様においても、ご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。議長として、微力ながら頑張っておりますので、どうか皆様よろしくお願い申し上げます。

議長の就任の挨拶とさせていただきます。（拍手）

○臨時議長（大川敏雄君） 議長の職務は終了いたしました。ご協力を心から感謝申し上げます。

ここで、議長と交代いたします。ありがとうございました。（拍手）

〔議長 小泉孝敬君 議長席へ着席〕

◎議席の指定

○議長（小泉孝敬君） 大川長老議員、ご苦労さまでございました。

これより議事日程に入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を、事務局長をして朗読いたさせます。

○事務局長（佐藤政年君） 1番 江田邦明議員、2番 中村 敦議員、3番 鈴木 孝議員、4番 渡邊照志議員、5番 矢田部邦夫議員、6番 佐々木清和議員、7番 滝内久生議員、8番 小泉孝敬議員、9番 進士濱美議員、10番 橋本智洋議員、11番 進士為雄議員、12番 大川敏雄議員、13番 沢登英信議員。

以上のとおりでございます。

○議長（小泉孝敬君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

◎会期の決定

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から明日5月14日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番 江田邦明君と2番 中村 敦君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告については、これはいいですね。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会内会派結成届について、受け付けした順に申し上げます。

日本共産党とする会派結成届が沢登英信議員から、自民クラブとする会派結成届が滝内久生議員から、明政会とする会派結成届が進士為雄議員から、公明とする会派結成届が鈴木

孝議員から、令和会とする会派結成届が中村 敦議員から、清新会とする会派結成届が橋本智洋議員から、再興の会とする会派結成届が矢田部邦夫議員から、松陰会とする会派結成届が江田邦明議員から、かいかくとする会派結成届が進士濱美議員から提出されましたので、ご報告いたします。

4月11日、12日の2日間、第283回東海市議会議長会理事会及び第102回東海市議会議長会定期総会が三重県津市で開催され、前議長及び前副議長が出席いたしました。

この定期総会では、静岡県市議会議長会が提出した公共施設等適正管理推進事業債の期間延長についてを初めとした4つの要望が原案可決され、全国議長会に提出されることに決定しました。

平成30年度決算、平成31年度予算、負担金及び役員の選出についても、同じく原案のとおり可決されました。

また、この総会では、議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、竹内清二前議長が正副議長4年以上の一般表彰を、大川敏雄議員が議員40年以上の特別表彰を、増田 清前議員が議員20年以上の特別表彰を受けられましたので、ご報告いたします。

4月23日から25日にかけて、平成31年度フラワー都市交流連絡協議会総会が鹿児島県和泊町で開催され、前議長が出席いたしました。

市長から、下田市水道事業経営戦略、下田市公共下水道事業経営戦略及び下田市いのち支える自殺対策行動計画冊子の送付があり、議席に配付してありますので、ご覧ください。

また、昨日までに受け付けた陳情書は1件でございます。新しい提案実行委員会、安里長従氏から送られてきました「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書」1件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に、市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読します。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第6号。令和元年5月13日。

下田市議会議長様。静岡県下田市市長、福井祐輔。

令和元年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和元年5月13日招集の令和元年5月下田市議会臨時会に提出する議案を、別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第10号））、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（下田市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、議第41号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、議第42号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第1号）。

下総行第7号。令和元年5月13日。

下田市議会議長様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和元年5月下田市議会臨時会説明員について。

令和元年5月13日招集の令和元年5月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 平井孝一、総務課長 日吉由起美、教育委員会学校教育課長 土屋仁、教育委員会生涯学習課長 鈴木美鈴、防災安全課長 土屋 出、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 黒田幸雄、観光交流課長 永井達彦、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 井上 均、福祉事務所長 須田洋一、建設課長 白井達哉、上下水道課長 長谷川忠幸、環境対策課長 高野茂章。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎副議長選挙

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小泉孝敬君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（小泉孝敬君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（小泉孝敬君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（小泉孝敬君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入願います。

書かれましたら、1番議員より順次投票をお願いいたします。

[投票執行]

○議長（小泉孝敬君） 投票漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（小泉孝敬君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小泉孝敬君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番 進士濱美君と11番 進士為雄君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（小泉孝敬君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数 13票

無効投票数 0票

でございます。

有効投票中 橋本智洋君 13票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、橋本智洋君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました橋本智洋君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました橋本智洋君よりご挨拶があります。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

○10番（橋本智洋君） 改めまして、副議長に推挙されました橋本智洋でございます。議長を支え、また、市政運営のために議会をまとめ、邁進していく所存でございます。

この議会は、新しい議員になられた方が6名、そして、2期以上が7名ということで、非常に半分は新人の方。したがって、「温故知新」という言葉は、私は非常に、この議会に関しては合うのではないのかなと思っております。

先人の、やはりつけていただいた道、こちら、私のほうはまず、森 温繁という先輩議員から、議会の、議員としての付き合い方、コミュニケーションのとり方を学びました。そして、増田 清という先輩議員からは、議員としての情報のとり方を学びました。そして、こちらにおられる大先輩の大川敏雄議員から、議員としての姿勢、そして、議員としての考え方を教わりました。このような先人の古きよき教えをしっかりと守り、新しい議会としていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

◎発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番。

〔11番 進士為雄君登壇〕

○11番（進士為雄君） 発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び下田市議会会議規則（昭和45年下田市議会規則第2号）第14条の規定により提出いたします。

令和元年5月13日提出。

提出者、下田市議会議員進士為雄、以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員沢登英信、同じく滝内久生、同じく鈴木 孝、同じく中村 敦、同じく橋本智洋、同

じく矢田部邦夫、同じく江田邦明、同じく進士濱美。

初めに、提案理由について申し上げます。提案理由は、議会運営委員会の委員の定数を改正するものでございます。

次に、条例の一部改正の内容についてご説明いたします。説明は、別途条例改正関係説明資料により説明させていただきます。説明資料をお開きください。

改正点は、委員会条例第4条第2項の議会運営委員会の委員の定数を6人から7人に改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしたものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、ただいま可決されました委員会条例を公布するに当たり、ここで暫時休憩いたします。

また、会派代表者会議を開催しますので、代表の方は第1委員会室へお集まりください。

午前10時49分休憩

午前10時57分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、常任委員会及び議会運営委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、下田市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により選任することになっております。

議長において指名させていただきます。

総務文教委員に鈴木 孝君、渡邊照志君、矢田部邦夫君、滝内久生君、進士濱美君、大川敏雄君、沢登英信君、以上7名を、産業厚生委員に江田邦明君、中村 敦君、佐々木清和君、小泉孝敬、橋本智洋君、進士為雄君、以上の6人を、次に、議会運営委員会委員に江田邦明君、中村 敦君、鈴木 孝君、矢田部邦夫君、進士濱美君、進士為雄君、沢登英信君、以上7人をそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、委員会を開催していただきたいと思っております。総務文教委員会は第1委員会室、産業厚生委員会は第2委員会室でお願いいたします。なお、委員会終了後、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、議会運営委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思っております。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時 0分休憩

午前11時25分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、ご報告申し上げます。

先ほど、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。新しい委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告いたします。

○事務局長（佐藤政年君） それでは、報告させていただきます。

まず、常任委員会から申し上げます。

総務文教委員会委員長に滝内久生議員、副委員長に渡邊照志議員。

産業厚生委員会委員長に進士為雄議員、副委員長に江田邦明議員。

次に、議会運営委員会委員長に沢登英信議員、副委員長に進士濱美議員。

以上でございます。

◎南豆衛生プラント組合議会議員選挙・伊豆斎場組合議会議員選挙・下田
地区消防組合議会議員選挙・一部事務組合下田メディカルセンター議会
議員選挙

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程第11、南豆衛生プラント組合議会議員選挙、日程第12、伊豆斎場組合議会議員選挙、日程第13、下田地区消防組合議会議員選挙及び日程第14、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

以上4件の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南豆衛生プラント組合議会議員に鈴木 孝君、渡邊照志君、矢田部邦夫君、滝内久生君、大川敏雄君、伊豆斎場組合議会議員に進士濱美君、進士為雄君、下田地区消防組合議会議員

に江田邦明君、佐々木清和君、橋本智洋君、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に中村 敦君、沢登英信君、以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしましたとおりに決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長において指名いたしました方々が、南豆衛生プラント組合議会議員、伊豆斎場組合議会議員、下田地区消防組合議会議員、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

ただいま、それぞれの組合議会議員に当選されました方々が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

◎報第2号及び報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第10号））、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第10号））につきまして、ご説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第2号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり平成31年3月29日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページ、3ページに記載のとおり、2款地方譲与税から20款市債につきましては、金額の確定による増減

の補正でございます。歳出につきましては、補正予算書の4ページ、5ページに記載のとおり、2款総務費から10款災害復旧費までの各事業の確定精算に伴う補正措置と財源調整に伴い、12款予備費を増額させていただいたものでございます。

それでは、改めまして、補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下田市の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,596万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億3,247万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の6ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為の補正」は3件で、利子補給補助金の廃止でございます。

1件目は経済変動対策特別資金利子補給補助金、2件目は災害対策資金利子補給補助金、3件目は農業経営基盤強化資金利子助成補助金で、ともに融資実績がなく、廃止としたものでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の7ページをお開きください。

地方債の変更は6件で、いずれも事業費等の確定によるものでございます。

1件目、起債の目的、津波避難施設（小山田避難路）整備事業につきましては、限度額330万円を320万円に変更するもの、2件目、避難所用非常用電源装置設置事業は、限度額1,230万円を1,040万円に変更するもの、3件目、過疎対策事業債につきましては、限度額4億7,310万円を4億5,620万円に変更するもの、4件目、単独観光施設災害復旧事業は、限度額2,160万円を2,100万円に変更するもの、5件目、単独都市公園施設災害復旧事業は、限度額400万円を390万円に変更するもの、6件目、市営住宅解体事業は、限度額2,450万円を2,170万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

1ページにお戻りいただき、第4条、繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の追加は「第4表 繰越明許費補正」によるというもので、補正予算書の8ページをお開きくだ

さい。

追加は2件で、1件目は、9款教育費、5項社会教育費、事業名は芸術文化振興事業、金額は133万3,000円で、内容は国指定史跡玉泉寺改修工事に対する補助金でございますが、工事の際にコンクリート階段を撤去したところ、地中より伊豆石を用いた階段と思われる遺物が出土したことにより、その調査に時間を要し、年度内に完了する見込みがつかないため、繰り越しをさせていただくものです。

2件目は、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、事業名は公共水産施設災害復旧事業（7月28日災）、金額は324万4,000円で、内容は、白浜漁港浜第5防波堤災害復旧工事において波浪の影響が著しく、可能な作業日数が限られ、年度内に完了する見込みがつかないため、繰り越しをさせていただくものです。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、17款2項1目4節ふるさと応援基金繰入金550万円の減額は、充当事業の事業費の確定。

総務課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から9款1項1目2節特別交付税までの増減は、交付額の確定によるもので、主なものは6款地方消費税交付金2,311万3,000円の減額及び9款特別交付税1億201万8,000円の増額で、2款から9款までの補正の合計額は7,557万7,000円の増となるもの。20款1項1目2節防災対策債から同9目1節公営住宅債までの減額は、補正内容等に記載のとおり、合計2,240万円の減額で、先ほど予算書7ページにてご説明申し上げました地方債補正6件によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

防災安全課関係、10款1項1目1節交通安全対策特別交付金100万7,000円の減額は、交付額の確定。14款2項1目5節県費・緊急地震・津波対策等交付金184万4,000円の減額は、交付金対象事業費の確定。17款2項1目5節防災基金繰入金2万3,000円の減額は、基金からの繰入金の確定。19款5項4目18節雑入6万8,000円の増額は、静岡県市町村振興協会地震・津波対策事業交付金の交付確定に伴うものでございます。

環境対策課関係、14款2項3目2節県費・環境対策費補助金41万3,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

産業振興課関係、13款1項2目1節国庫・農林水産施設災害復旧費負担金12万2,000円の減額は、災害復旧費の確定によるもの。14款2項4目1節県費・農業費補助金2万円の減額は、農地中間管理事業協力金の確定、同5目1節県費・商工費補助金21万7,000円の減額は、消費者行政強化促進事業費補助金の確定。17款2項1目8節みどりの基金繰入金164万8,000円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

観光交流課関係、14款2項5目2節観光地域づくり整備事業費補助金30万円の減額は、事業費の確定によるもの。

建設課関係、13款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金19万1,000円の減額は、住環境整備事業の確定。14款2項6目3節県費・住宅費補助金43万5,000円の減額は、住宅改修建替支援事業費及びブロック塀等耐震促進事業費の確定。

ページをめくっていただき、6ページ、7ページ。

17款2項1目10節景観まちづくり基金繰入金73万9,000円の減額は、景観まちづくり基金からの繰入金の確定でございます。

学校教育課関係、13款2項6目1節国庫・小学校費補助金64万1,000円の増額は、国庫補助採択時に事業費分が上乘せされたため。

生涯学習課関係、19款5項4目18節雑入4万2,000円の増額は、静岡県公民館連絡協議会解散に伴う財産の精算により、残余財産の配当がされたためでございます。

8ページ、9ページ、歳出でございます。

統合政策課関係、2款1項8目0240地域振興事業3万6,000円の減額は、事業費確定に伴うもの。

総務課関係、2款9項1目0922光インターネット環境整備事業2,259万5,000円の減額は、光ファイバー網整備事業補助金の確定によるものでございます。12款1項1目予備費8,136万5,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務40万3,000円の減額は、静岡地方税滞納整理機構負担金の確定でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務17万5,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、事業費の精算、同0861防災組織育成事業84万1,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、補助金の精算、同0864防災施設等整備事業306万5,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、設置工事費等の確定。8款1項2目5810消防団活動推進事業107万2,000円の減額は、消耗品費、消防用備品等の精算によるものでございます。

福祉事務所関係、3款1項3目1052在宅身体障害者（児）援護事業28万2,000円の減額は、重度身体障害者等災害用具費の利用者減によるものでございます。

市民保健課関係、4款1項2目2020予防接種事業163万円の減額は、インフルエンザ等の予防接種委託料の不用額、4款1項3目2040母子保健相談指導事業250万2,000円の減額は、不妊治療費助成金の確定により減額するものでございます。

環境対策課関係、4款3項5目2380環境対策事務43万6,000円の減額は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の不用額、同2383環境美化推進事業29万6,000円の減額は、機械等借り上げ料及び補助金の不用額でございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業2万1,000円の減額は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金及び農地中間管理機構集積協力金の減額によるもの、5款2項1目3360美しい里山づくり事業329万3,000円の減額は、稲梓小学校樹木伐採業務委託は入札差金、水道水源地域里山づくり活動推進事業補助金は実績によるもの。

10ページ、11ページ。

6款1項2目4051中小企業金融対策事業2,000円の減額は、融資実績がなく、減額するものでございます。10款1項4目7151公共水産施設災害復旧事業（7月28日災）18万3,000円の減額は、事業費確定によるものでございます。

建設課関係、7款5項1目5151都市計画マスタープラン推進事業91万8,000円の減額は、天神公園トイレ改修工事の事業費確定、同5161景観推進事業73万9,000円の減額は、景観まちづくり助成金の確定、7款7項1目5600市営住宅維持管理事業428万6,000円の減額は、市営住宅解体工事の事業費確定による、同2目5620耐震改修支援事業215万1,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、事業費、補助金の確定によるもの。10款4項2目7601単独都市公園施設災害復旧事業（9月30日災）4万円の減額は、事業費確定によるものでございます。

生涯学習課関係、9款5項4目6500芸術文化振興事業43万6,000円の減額は、下田城址地形測量業務委託、入札差金不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第2号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第2号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））につきまして、ご説明申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開きください。

報第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第3号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり平成31年3月29日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算書の35ページをお開きください。

平成30年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるもので、第1条、歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の36ページ、37ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の38ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」でございますが、水洗便所等改造資金利子補給補助金で、融資実績がなく、廃止としたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

補正予算の概要12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8801下水道排水設備設置促進事務3万円の減額は、水洗便所等改造資金利子補給補助金の申請がないことによる減。

4款1項1目予備費3万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第3号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

ここで、休憩したいと思います。休憩を午後1時まで休憩といたします。

午前11時48分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

ここで、総務課長から発言を求められています。

総務課長の発言を許します。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） すみません、お時間をいただきまして。

午前中にご説明を申し上げました報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第10号））の中で、繰越明許費の2件目につきまして、すみません、予算書は8ページとなりますけれども、繰越明許費の2件目につきまして、内容を白浜漁港浜第5防波堤災害復旧工事と申し上げましたが、正しくは白浜漁港板見第1防波堤災害復旧工事でございました。

大変申しわけございませんが、おわびして訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（小泉孝敬君） これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第10号））に対する質疑を許します。

7番 滝内君。

○7番（滝内久生君） 1点、一般会計補正予算（第10号）の補正予算書の8ページで、繰り越し2件あるんですけれども、この表だけでは経過が何もわからない、財源はどういうふう
に繰り越していくか等もわからないということで。できれば、調査書もう一枚、紙、当局用意してあると思うんですけれども、それを議席配付していただければ、この各事業の繰り越しの状況がわかりますので、今後、資料として提出願えないか、その辺をお伺いします。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） すみません。

今まで繰越明許費につきましては、調整した段階で、いつも6月補正に出ささせていただいていましたけれども、説明のほうわからないということでいらっしゃいますので、また、次回にはそのような形で配らせていただくようにしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内君。

○7番（滝内久生君） よろしくお願ひします。

終わりです。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 補正予算書の附属説明書の6ページの、第2表の債務負担行為の補正についてお尋ねをしたいと思います。

経済変動対策、それから、災害対策、農業経営基盤、それぞれ実績がないから削除するといったらいいんでしょうか、そういう内容になっていようかと思うんですが。内容的には、これは国の制度を受けてこういう制度をつくってあるというぐあいに思うんですが、どういうわけでこの当初予定をして、実績がないという事態になったのかということと、年度からいきますと、例えば一番下の農業経営基盤強化資金につきましては、平成30年度から40年度までの期間の債務負担だと、こういうことからいきますと、この時点でただ単純に実績がないという判断というのは、どういう判断をされたのかなと、こういうぐあいに思うものですから、お尋ねをしたいと思います。

それから、今年度について、この変更して期間もあれもゼロにするということは、今年度の予算上も当初予算が削減がされているというぐあいに思うわけですがけれども、この3つのそれぞれはどこの金額はどこにどう関連しているのか、合わせてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点、この17ページでございますが、それから、17ページと21ページに関連しております光ファイバーのこの整備事業についてでございますが、事業は確定して550万円から減額であると、こういうことで補助金を出しているということだと思っておりますが、総事業費がどのぐらいでこういうことになったのかと。そして当然、対象世帯というんでしょうか、対象地域というんでしょうか、そういうものを想定して、現時点でどのぐらいのこの光ファイバーの接続というんでしょうか、利用度というか、そういうものをどのようにお見込みになっているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二郎君） まずは、経済変動対策特別資金利子補給補助金や農業経営基盤強化資金利子助成補助金についてですけれども、こちら、削除するというよりは、本年度、30年度において実績がなかったということで、補正させていただいているということでございます。

制度自体は、今後も求めがあれば利用はもちろん可能でございますので、その必要に応じて、今後、補正等で予算の措置等を検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） すみません、光ファイバーの整備事業補助金でございます。

当初の予定ですと、総事業費を1億2,947万5,000円余りと見込みまして、静岡県の補助を

いただいて、それから、市の補助金として1億1,895万円を補助する予定になっておりました。

今回、事業のほうが終了いたしまして、補助金のほうの確定をしたところ、市の補助金は9,635万5,000円ということで、補正予算といたしましては2,259万5,000円の減額となったものでございます。

事業の内容でございますけれども、稲梓地区に光ファイバーのネットワークをつくるということで、その部分のケーブルを引いたりとか、それから、機械のほうを入れたりすることで、NTTさんのほうに補助を出すということで事業のほうを実施したものでございます。

で、申しわけありません。今、接続率につきましては、申しわけない、資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） わかりました。

この債務負担行為のほうですけれども、今年度のこの対象がないので、今年度は削除をするという理解ですと、そうしますと新年度の予算では、また新たにこの債務負担を設けて予算措置をすると、こういうぐあいに考えたらいいんでしょうか。それとも、制度はあるけれども、単年度でやっていくという形で、ちょっとこの内容が理解がしにくいものですから、どういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 毎年度ごと、こちら、求めに応じて予算措置をさせていただくものとなっております。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

3回目です。

○13番（沢登英信君） そうしますと、農業経営基盤の強化資金については、10年が単位になっているので、30年度で40年度までの期間の設定をしているんだと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） そのとおりです。

○13番（沢登英信君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することは省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） それでは、報第4号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして、ご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

続きまして、4ページ、専第4号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙5ページから7ページのとおり制定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されることに伴い、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことにつきまして、ご報告させていただくものでございます。

なお、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの内容となっております。

提案の理由でございますが、先ほど申し上げました法律等が施行されたことから、こ

の税制改正に対し早期の対応を図るため、本条例について所要の改正を行うもので、平成31年4月1日から施行される部分につきまして同年3月31日付で専決処分を行い、本臨時会におきましてご承認を求めるとのことです。

それでは、専第4号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、専第4号説明資料の①をご覧ください。

今回の専決処分の条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございまして、主な改正項目でございますが、まず、個人市民税の関係でございますが、1点目といたしまして、住宅借入金等特別控除に係る制度拡充といたしまして、住宅借入金等特別控除の控除期間が2年間延長されましたこと及び住宅ローン控除の適用手続の要件を緩和するというものとなっております。

次に、固定資産税におきましては、家屋にかかる固定資産税の減額措置といたしまして、高規格堤防の整備事業に伴う建てかえ家屋にかかる税額の減額措置が新設されたというものでございます。

その他といたしましては、本年10月から導入されることとなります軽自動車税環境性能割の導入に伴います条文の整備、地方税法等の改正に伴い、条項のずれ等の修正、語句の修正等の条文整備といった内容となっております。

続きまして、2ページ、3ページ、説明資料の②をお開きください。

今回の下田市税賦課徴収条例の一部改正に関する新旧対照表で、左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインの部分が今回改正する箇所となっております。

専決処分によります条例改正の内容は、附則の改正でございまして、まず、附則第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、本年の税制改正に伴いまして住宅借入金等特別控除の控除期間が2年間延長されたことに伴う改正と、この控除を適用させるための適用手続要件が緩和されましたことに伴い、第2項を削除し、第3項を繰り上げるものでございます。

続いて、第10条の2の改正は、固定資産税等の課税標準の特例を定めたわがまち特例の規定でございまして、改正内容につきましては、特例の対象を定めた地方税法附則第15条に新たな項目として第17項が追加されましたことに伴い、従来の第17項以降が繰り下げられたことに伴います条文の整備を行うものでございます。

次のページの附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定で、先ほども触れましたとおり、今回の税制改正によりまして、高規格堤防の整備事業に伴います建てかえ家屋にかかる税額の減額措置が新設されたことに伴い、この規定を第6項として追加し、従来の第6項以下を1項ずつ繰り下げるとともに、政令附則第12条の改正に伴う項ずれを整備するものでございます。

6ページ、7ページをお願いします。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例を定めたもので、今回の条例改正におきましては、まず、第1項で、最初の新規検査から14年を経過した車両にかかります重課の規定を平成31年度分に限ったものとするための条文整備。次に、平成29年度分のグリーン化特例について規定をしておりました第2項から次のページの第4項までを削り、従来の第5項から第7項をそれぞれ繰り上げますとともに、第2項から第4項に規定しておりましたグリーン化特例に関する適用表をそれぞれの項に追加するものでございます。

次のページの附則第16条の2の改正につきましては、附則第16条におきまして3項を削除したことに伴います条文の整備。

次の附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定でございますが、地方税法附則第56条で条文の整備があったことに合わせまして条文を整備するものでございます。

次の附則第30条は、都市計画税の課税標準の特例について規定しているもので、附則第10条の2の改正同様、地方税法附則第15条に項の追加がありましたことから、これに伴いまして条文を整備するものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の7ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、施行期日につきましては、第1条で「この条例は、平成31年4月1日から施行する。」とするものでございまして、第2条から第4条までにおきまして、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置につきまして、それぞれ規定をしておるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第4号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（下田市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（下田市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）をご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

続きまして、9ページ、専第5号は、下田市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改

正する条例を、次の10ページのとおりに制定するものでございます。

この条例改正は、下田市負担金補助及交付金に関する規則の改正に伴い、本年度4月1日以降の補助金の交付の手続のため、専決処分をさせていただくものでございます。

提案理由は、下田市負担金補助及交付金に関する規則の改正に伴い、条文を整備するためでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、資料の12、13ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、見開き左側12ページが改正前、右側13ページが改正後で、アンダーラインを引いた部分が改正箇所でございます。

第1条中、手続きにつきましては、条文の整備でございます。

続きまして、第3条中、「下田市負担金補助及交付金に関する規則（昭和31年規則第28号）で定めるところによる。」を「市長が別に定める。」に改めるのは、同規則が「下田市補助金等交付規則」に全部改正されたことに伴い、規則への委任について他の条例に合わせ、市長が別に定めるものとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

報第5号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（下田市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第41号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 日程により、議第41号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） それでは、議第41号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の11ページをお開き願います。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙12ページから19ページのとおり制定するもので、今回の条例改正につきましては、先ほど専決条例の説明の中で申し上げましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律等の法令がそれぞれ平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されることになったことに伴いまして、先ほどの下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例として、専決処分の報告をさせていただいた部分以外の部分につきまして条文の整備を行う内容となっております。

提案理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、条文を整備するためでございます。

なお、今回の改正につきましては、先ほどの専決処分の報告をさせていただいた一部改正条例同様、国から示されました改正文どおりの内容となっております。

それでは、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして、その主な改正内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明させていただきます。

それでは、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の14ページ、議第41号説明資料の①をご覧ください。

今回の条例改正の主な項目は、こちらの資料に記載のとおりでございます。改正箇所には

より施行日が異なっております。

まず、個人市民税におきまして、ふるさと納税制度の見直しが行われたところをごさいますして、ふるさと納税に対する過度な返礼品競争等を是正するため、寄附金の募集を適正に実施する地方団体、また、ふるさと納税に対する返礼品を送付する場合には、その返戻割合を3割以下とすることや返礼品は地場産品とするといった基準を設け、この基準に適合する地方団体を総務大臣が指定することによりまして、これらの地方団体に対する寄附金につきましては個人住民税における寄附金税額控除の特例分の対象とするというものでございまして、いわゆるふるさと納税に係る指定制度が導入されることとなりました。

ふるさと納税を行った場合、個人市民税におきまして、基本分と特例分とによりまして一定額を税額控除するという税制上の仕組みそのものには変更はないわけですが、この特例控除分の対象となる地方団体につきましては総務大臣が指定することとなったというものでございまして、これは本年6月1日から適用されることとなっているものでございませぬ。

次に、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置として、事実婚状態でないことを確認した上で支給されます児童扶養手当を受給されている単身児童扶養者、いわゆるひとり親でございませぬが、この方の前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には個人住民税を非課税とするというもので、こちらは令和3年度分からの個人住民税で適用されることとなっているものでございませぬ。

次に、軽自動車税の関係でございませぬが、1点目といたしまして、本年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車につきましては軽自動車税環境性能割が導入されることになってございませぬが、消費税率の引き上げに伴う対応といたしまして、本年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の軽自動車につきましては、環境性能割の税率を1%分軽減するという臨時的な軽減措置が盛り込まれたところとございませぬ。

2点目といたしましては、軽自動車の燃費性能等に応じましたグリーン化特例、いわゆる軽課の大幅な見直しということで、令和3年4月1日より、この対象を電気自動車や天然ガス軽自動車に限定するといった内容となっております。

その他の事項といたしましては、個人市民税申告書記載事項の整理、簡素化、また、軽自動車税の賦課徴収に関しての所要の措置が規定されたこと、さらに、昨年の税制改正によりまして、大法人につきましては法人市民税等の電子申告が義務づけられたわけとございませぬが、電気通信回線の故障や災害といった電子申告が困難な場合の救済措置が今回盛り込まれ

たところでございます。

その他といたしましては、地方税法等の改正に伴い、条項のずれ等の修正、語句の修正等の条文整備といった内容となっております。

続きまして、15ページ、16ページ、議第41号説明資料の②をお開きください。

今回の条例改正に関する新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正する箇所となっております。

今回の改正におきましては、施行日が段階的になっておりますこと、また、平成29年及び平成30年の改正条例の一部改正を含みますため、5条立てでの改正となっているものでございまして、先ほども申し上げましたとおり、改正内容につきましては国から示されました内容となっております。

まず、第1条といたしまして、下田市税賦課徴収条例の一部改正をいたしておるもので、第34条の7は、寄附金税額控除の特例控除の対象を総務大臣が指定する特例控除対象寄附金とする規定と、法第314条の7に項の追加があったことから、参照条項を整理するもの。

附則第7条の4と附則第9条、次のページの附則第9条の2の改正は、法改正に伴い所要の条文整備を行うものでございまして、第1条改正におきましては、寄附金税額控除に関する規定を改正するものでございまして、内容につきましては先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

次に、第2条改正でございますが、第2条改正も下田市税賦課徴収条例の一部改正の規定となっております。まず、第36条の2の改正につきましては、法第317条の2の改正に伴い、個人住民税の申告書記載事項の簡素化を図るため第6項を追加するもので、これに伴い、これまでの第6項以下を1項ずつ繰り下げるもの。

第36条の3の2と次のページの第36条の3の3の改正は、今回の税制改正によりまして、子供の貧困に対応するためのひとり親に関する非課税措置が盛り込まれましたことから、これに関連する規定の整備で、第36条の3の2はひとり親が給与所得者の場合、第36条の3の3はひとり親が公的年金等の受給者の場合で、それぞれの扶養親族等申告書にその旨を記載することとする規定を追加するものと、法改正に伴います条文の整備。

第36条の4の改正は、第36条の2に項の追加がありましたことから、項ずれを修正するものと、法改正に伴います条文の整備を行うもの。

附則第15条の2の改正は、今回の税制改正により措置されました軽自動車税環境性能割の臨時的軽減に係る規定で、地方税法の規定により本来1%の税率が適用される自家用車の軽

自動車の環境性能割につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの取得分につきましては非課税とする内容を規定し、次のページになりますけれども、従来の附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の2の2におきまして、軽自動車税環境性能割の税率の適用に当たりましては、国土交通大臣の認定等を判断基準とすることなどの措置を規定するものでございます。

次の附則第15条の6の改正は、先ほどの附則第15条の2と同様、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減に係る規定で、特定期間、つまり本年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得され、本来2%の税率が適用される軽自動車につきましては、1%に軽減する旨の規定を第3項に追加するもの。

附則第16条は、軽自動車税種別割の税率の特例としてグリーン化特例についての規定を整備するもので、第1項におきましては、法改正に合わせ、取得後14年目以降の軽自動車に関する重課の規定を整備するとともに、第2項以下に、燃費性能に応じたグリーン化特例による令和2年度及び令和3年度分の軽減を規定するもの。

25ページ、26ページの附則第16条の2は、軽自動車税種別割について、グリーン化特例による軽減を適用するに当たりましては、国土交通大臣の認定等を判断基準とすることなど、種別割についての措置を規定するもの。

次に、第3条による改正も下田市税賦課徴収条例の改正規定で、第24条第1項の改正は、合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者、いわゆるひとり親についても非課税措置の対象に加える内容の改正。

附則第16条の改正は、今回の税制改正によりまして、令和4年度以降の軽自動車税種別割のグリーン化特例の対象が電気自動車や天然ガス軽自動車に限定されることとなりましたことから、次のページになりますけれども、この規定を第5項として追加するもの。

附則第16条の2の改正は、附則第16条に第5項を追加したことに伴い、条文を整備する内容となっております。

次の第4条による改正につきましては、平成29年3月に成立いたしました下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についての改正規定で、平成28年9月の改正条例を平成29年3月に改正いたしました際に追加いたしました第1条の2の規定を改正するもので、法改正に伴いまして条文を整備するものでございます。

29ページ、30ページの第5条による改正につきましては、昨年6月に成立いたしました下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の改正規定で、平成30年度の税制改正によりま

して、大法人の電子申告の義務化に関して規定を整備したわけですが、今年度の税制改正によりまして、電気通信機器の故障や災害といった一定の事由がある場合には、承認に基づき書面での提出を可能とする措置や、電子申告の添付書類の光ディスク等による提出を可能とする提出方法の柔軟化の規定が盛り込まれましたため、これらの規定を追加するものでございます。

最後に31ページ、32ページになりますが、昨年の改正条例の附則の改正規定は、第5条による改正によりまして、第48条第1項に5項を追加したことに伴いまして条文を整備するものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の17ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するとするものでございますが、次の第1号から第5号に掲げる規定につきましては、それぞれに定める日から施行するとするもので、まず、第1号におきましては、第1条によります寄附金税額控除に関する改正規定と附則第2条の市民税に関する経過措置については、令和元年6月1日を施行日とするもの。

第2号におきましては、第2条改正のうち、市民税申告書の記載事項の簡素化に関する規定と、ひとり親である旨を扶養親族等申告書に記載することとした部分以外の改正規定及び軽自動車税に関する附則第5条の経過措置規定については、令和元年10月1日を施行日とするもの。

第3号におきましては、第2条改正のうち、先ほどの第2号で規定いたしました部分以外の部分及び市民税に関する附則第3条の経過措置規定については、令和2年1月1日を施行日とするもの。

第4号におきましては、第3条改正のうち、合計所得金額が135万円以下のひとり親を個人市民税の非課税措置の対象に追加する規定と、市民税に関する附則第4条の経過措置規定については、令和3年1月1日を施行日とするもの。

最後の第5号につきましては、第3条改正のうち、条例第24条の改正部分以外と軽自動車税に関する附則第6条の経過措置規定につきましては、令和3年4月1日を施行日とする内容となっております。

以下、附則第2条から第4条で市民税に関する経過措置、附則第5条及び附則第6条で軽自動車税に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第41号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改

正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第41号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第42号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、議第42号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、改元に伴う元号による年表示につきまして、ご説明申し上げます。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づく皇位の継承に伴い元号が改められる場合の元号による年表示につきましては、「平成31年4月1日新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ」により方針が示されております。

その中で、予算につきましては、「予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて「令和元年度」とする。改元のみを理由とした補正等の手続きは行わず、改元日以降の補正予算を作成する場合には、当該補正予算に表示される元号について、「令和」を用いて表示した上で作成するものとする。」とされております。

このため、令和元年度下田市一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成31年3月議会において議決いただきました平成31年度下田市一般会計予算の補正予算として作成したものでございます。

それでは、議第42号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で緊急に対応しなけれ

ばならないものにつきまして、補正予算を編成したものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条は歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,068万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,068万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

浅黄色の補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

総務課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金1,200万円の増額は、今回の補正財源とするものでございます。

市民保健課関係、14款2項3目1節国庫・保健衛生費補助金365万円の増額は、風疹の感染拡大防止のために追加措置として実施される抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査の実施にかかる費用の財源として、補助率2分の1として受け入れるものでございます。

産業振興課関係、14款2項7目1節国庫・商工費補助金4,503万円の増額は、消費税率の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売の実施に必要な経費に対し全額国庫補助金として、プレミアム付商品券事務費補助金1,603万円、事業費補助金2,900万円を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。4ページ、5ページをお開きください。

総務課関係、2款1項6目0210財産管理事務600万円の増額は、白浜市有地落石防止工事を実施するもので、場所は白浜板戸地区で、板戸漁港と水産試験場の間の通称弁天島と呼ばれる国道135号線の道路のり面に隣接する岩盤斜面の浮き石の落下防止工事を行うものでございます。12款1項1目予備費165万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

市民保健課関係、4款1項2目2020予防接種事業800万円の増額は、特に、風疹抗体保有率の低い現在39歳から56歳の男性に対し、3年間、全国で原則無料で定期接種を実施するため、風疹の抗体検査及び抗体のない方への予防接種の実施にかかる経費を追加するものでご

ざいます。主なものは、予防接種法改正（風疹対策）システム改修委託95万円、クーポン券印字アウトソーシング委託100万円、抗体検査委託490万円、予防接種委託66万円等、補正内容等記載のとおりでございます。

産業振興課関係、6款1項5目4140プレミアム付商品券事務1,603万円の増額は、商品券発行にかかる経費で、主なものは、臨時職員を3人雇用するほか、システム導入委託424万1,000円、発行事務を行います下田商工会議所に事務費分として補助金を交付するものなど、補正内容等記載のとおりでございます。同4141プレミアム付商品券事業2,900万円の増額は、額面2万5,000円の商品券を2万円で購入できるというもので、そのプレミアム分の5,000円につき対象者を5,800人と見込み、補助金として交付するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第42号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） プレミアム付商品券の点についてお尋ね申したいと思います。

対象が5,800人で、2万円で2万5,000円の商品券を出すと、こういうことのようにございますけれども、この実施はいつからの形になるのかと。それから、10月から、ご案内のように消費税が引き上げられると、こういう方向に進んではまいろうかと思いますが、これらの実施が、いろんな意見が国会でも出てきていようかと思うんですけれども、10%に引き上げられないというような想定というのはしていないのかどうなのか。そういうような事態になった場合に、この実施はどういうぐあいになるのかならないのか、そこら辺の検討があるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。なければ結構ですが。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） プレミアム付商品券事業の実施時期について、お答えいたします。

こちら、議員おっしゃるとおり、10月からの消費税増税に伴いまして、その消費喚起のための施策でございますので、こちら、10月までの間、今回のこの予算をお認めいただいた場合、商工会議所や市のほうで対象者のリストアップと引きかえ券の事前の送付ですとかそういういった事務手続をまず、この以降、夏から9月までの間に行います。順次、10月以降購入

ができるようになるんですけれども、その今年度の国の事業でございますので、その今年度中、2月くらいまで、そういった換金の時期とかもでございますので、年度末ぎりぎりというよりは、大体2月くらいをめどにその商品券を使った買い物が市内でもできますということで、そういったスケジュールで進める予定でございます。

また、もしも消費税が増税しなかった場合ということですが、こちらの事業、その内閣官房のほうで政府の当初予算を確保した上で実施されている事業でございますので、まずは、自治体としましては、その内閣官房における議論を待って、その判断によって、その事業の今後の流れについて確認をしていきたいと思っています。

ひとまず、現時点の段階では、商品券事業を実施する方向で動いていかせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第42号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（小泉孝敬君） 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって、散会といたします。

これより、委員会審議を行います。

明日は本会議を午前10時から開会しますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後 1時52分散会